

# 公益財団法人さいたま市スポーツ協会 自動検温消毒機貸出規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟する競技団体並びに傘下の団体、さいたま市スポーツ少年団に加盟する単位団（以下「団体」という。）が主催する競技大会又は合宿等において、参加者や関係者が感染症予防対策として検温と消毒を確実に実施することにより、感染症がまん延することを最小限に防ぐことができるようにするため、自動検温消毒機の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出しの条件)

**第2条** 事務局長は、第1条で定める団体が自動検温消毒機の貸出しを受けて実施しようとする競技大会又は合宿等が、次の各号のいずれにも該当する場合に自動検温消毒機を貸し出すものとする。

- (1) 競技大会又は合宿等の参加者が、概ね10名以上であること。
- (2) 競技大会又は合宿等が、営利を目的としないこと。
- (3) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

(貸出しの台数及び期間)

**第3条** 自動検温消毒機の貸出しの台数は、申請者1団体につき1台とし、期間は、原則7日以内とする。

(申込み)

**第4条** 自動検温消毒機の貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の10日前までに、「自動検温消毒機貸出申請書（様式第一号）」を事務局長に提出しなければならない。

(決定通知)

**第5条** 事務局長は、自動検温消毒機貸出申請書の提出を受けたときは、貸出しの可否を決定し、「自動検温消毒機貸出承認（不承認）通知書（様式第二号）」により、申込みをした者に通知する。

(転貸の禁止)

**第6条** 第5条に規定する使用の許可を受けた者（以下「借受者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

**第7条** 事務局長は、借受者が次の各号の一に該当するとき又は安全管理上、特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取消すことができる。

- (1) 借受者が、本規程の定める事項を遵守しないとき。
- (2) 借受者が、申請書に記載された目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

**第8条** 使用料は無料とする。但し原則として電源コードから電源を確保して使用すること、消毒液は各団所有のものを使用することとしているため、電池による電源確保をする際の電池や消毒液の購入等の消耗品は借受者の負担とする。

(費用の負担)

**第9条** 貸出期間中における自動検温消毒機の運搬及び保管等に要する費用は、借受者の負担とする。

2 貸出期間中、使用する消毒液やUSBコードとUSBタップ等の付属する消耗品に係る経費は協会の負担とする。

(亡失・損傷等)

**第10条** 借受者が、自動検温消毒機本体並びに付属品を亡失又は損傷させた時は、費用相当分を賠償するものとする。

2 借受者は、自動検温消毒機の亡失又は損傷を防ぐために、別紙「自動検温消毒機の貸出に関する注意事項」の記載内容を順守するように努める。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人さいたま市スポーツ協会会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年8月2日から施行する。